

## 松戸市自主防災組織補助金交付要綱

昭和 55 年 3 月 31 日  
松戸市告示第 40 号

改正 昭和 62 年 10 月 1 日告示第 218 号  
平成 8 年 5 月 1 日告示第 118 号  
平成 24 年 3 月 29 日告示第 134 号

(趣旨)

第 1 条 市長は、自主防災組織の育成を図るため、防災資器材等を購入する自主防災組織に対し、松戸市補助金等交付規則（昭和 55 年松戸市規則第 17 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において松戸市自主防災組織補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 町会又は自治会活動の一環として自主的に防災活動を行う組織のうち、おおむね 50 世帯以上で構成された団体であつて、市長の認めたものをいう。
- (2) 地区防災計画書 自主防災組織が、災害に際して迅速かつ適切な防災活動を行えるよう当該自主防災組織が、あらかじめその活動に必要な事項を定めたものをいう。
- (3) 編成表 自主防災組織がその組織内でそれぞれの役割を決め、表にまとめたものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する自主防災組織とする。

- (1) 新たに設立された自主防災組織
- (2) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことのある自主防災組織で、最後に当該補助金の交付を受けてから 15 年以上を経過した自主防災組織

(補助対象経費)

第 4 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる防災資器材等を購入する経費とする。

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の 10 分の 8 に相当する額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。ただし、世帯数に 500 円を乗じて得た額に、第 3 条第 1 号の自主防災組織にあつては 200,000 円を、同条第 2 号の自主防災組織にあつては 100,000 円をそれぞれ加えた額を限度とする。

2 補助金の交付は、平成 8 年度以降、自主防災組織当たり 2 回までとする。

(交付の申請)

第 6 条 規則第 3 条の規定により補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、松戸市自主防災組織補助金交付申請書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防災資器材等購入見積書
- (2) 地区防災計画書及び編成表
- (3) 自主防災組織を構成する世帯数を確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第 7 条 規則第 5 条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 防災資器材等の購入内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 防災資器材等の購入を中止し、又は延期する場合には、市長の承認を受けること。

(決定の通知)

第 8 条 規則第 6 条の規定による通知は、松戸市自主防災組織補助金交付決定（却下）通知書（第 2 号様式）によるものとする。

(実績報告)

第9条 規則第11条の規定により、実績報告をしようとするときは、補助事業完了の日から1か月以内に松戸市自主防災組織補助事業実績報告書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防災資器材等購入に係る請求書及び領収書の写し
- (2) 防災資器材等の保管又は配置場所を明らかにした書類等

(交付の請求)

第10条 規則第14条の規定により、補助金交付の請求をしようとするときは、松戸市自主防災組織補助金交付請求書兼口座振替依頼書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年10月1日松戸市告示第218号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成8年5月1日松戸市告示第118号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成24年3月29日松戸市告示第134号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別表

#### 補助対象防災資器材等

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・トランジスターメガホン</li><li>・防火服</li><li>・強力ライト</li><li>・誘導旗</li><li>・誘導旗用ポール</li><li>・腕章(職名入り)</li><li>・ヘルメット(飛来落下用)</li><li>・トラロープ</li><li>・担架(折りたたみ式)</li><li>・テント</li><li>・救急セット(救急箱、救急肩掛カバン、油紙、脱脂綿、伸縮包帯、包帯、包帯止、三角布、紙バン、リバノールガーゼ、オキシドール、器具類、副木)</li><li>・発電機</li><li>・投光器</li><li>・コードリール</li><li>・ハンマー</li><li>・バール</li><li>・スコップ</li><li>・のこぎり</li><li>・担架棒</li><li>・バケツ</li><li>・ポリ容器</li><li>・防水シート</li><li>・簡易組立てトイレ</li><li>・毛布</li><li>・その他市長が特に必要と認めたもの</li></ul> |
|--|

## 松戸市地域防災リーダー設置要綱

### (設置)

第1条 市内に大規模地震等の災害が発生した場合において、消火活動、被災者の救出、救護その他の災害活動の迅速かつ効果的な実施に資するため、松戸市地域防災リーダー（以下「防災リーダー」という。）を置く。

### (委嘱)

第2条 防災リーダーは、町会又は、自治会等により推薦された者のうちから市長が委嘱する。

### (任務)

第3条 防災リーダーの任務は、次のとおりとする。

- (1) 平常時の任務 町会、自治会等に対し、訓練、研修等で習得した知識・技術の普及を図ること。
- (2) 災害発生時の任務 地域住民と協力して、消火、救出、救護、避難誘導、避難所運営等を行うこと。

### (任期)

第4条 防災リーダーの任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、防災リーダーに変更があった場合における当該防災リーダーの任期は、前任者の残任期間とする。

### (育成)

第5条 市長、消防局長、町会及び自治会等は、相互に連携を図り、防災リーダーの育成に努めるものとする。

### (研修・訓練)

第6条 防災リーダーは、市長及び消防局長、町会、自治会等の行う研修会及び災害時図上訓練、初期消火、救出、救護、避難所運営等の訓練に積極的に参加するものとする。

### (庶務)

第7条 防災リーダーに関する庶務は、総務部危機管理課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、防災リーダーに関し必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。